

食と農の振興部土木設計業務等委託検査要領

(趣旨)

第1 食と農の振興部の発注する土木設計委託業務の適正な履行を確保するため、地方自治法第234条の2第1項に規定する検査の実施に関する事務の取扱については、地方自治法施行令、奈良県契約規則その他別に定めがあるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

(用語の意義)

第2 この要領において、用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 調査職員 食と農の振興部土木設計業務等委託の監督要領（令和2年3月30日農振第45号の35）に定める総括調査員、主任調査員又は調査員

(検査の種類及び時期)

第3 検査員の行う検査は、次に掲げる種類及び時期とする。

- (1) 確認検査： 委託業務の完成を確認するための検査で、受注者から業務完了報告書の提出があり、調査職員による成果品照査が終了したとき。
- (2) 部分引き渡し検査： 土木設計業務等委託契約書第37条（部分引渡し）の検査*
※委託契約書第37条第1項による〔指定部分〕、及び同第2項により成果品の一部の引き渡しを受ける場合の検査で、調査職員による当該引き渡し成果品の照査が終了したとき。

(検査員の資格)

第4 検査員になることの出来る者は、事業に従事する主査以上の職員とする。（以下「検査員資格者」という。）

(検査命令)

第5 確認検査にあつては、調査職員による成果品照査終了の報告がある毎に、所属長が当該検査を第4に規定している検査員資格者に検査の執行を命ずるものとする。

2 部分引渡し検査にあつては、部分引渡し成果品照査終了後、所属長が検査員資格者に検査の執行を命ずるものとする。

3 所属長は、その規模、工種等を考慮して複数の検査員資格者に検査を命ずることができる。

4 検査員とは、1～3項により所属長から検査の執行を受けた者をいう。

5 上記1～3項により難しい場合、所属長は、事業担当課長あるいは他課の所属長に検査を依頼することが出来る。（第5号様式）検査依頼があつた所属長は検査員資格者に検査の執行を命じ、検査依頼所属長に検査の実施を通知する。（第6号様式）

(検査対象)

第6 食と農の振興部が発注する全ての土木設計委託業務とする。

(検査の実施)

第7 検査は、委託業務が契約書、設計図書、共通仕様書、特記仕様書及び、その他各種基準等（以下、「契約図書」という。）に基づき適正に履行されたかどうか、実地に内業検査（書類検査）により行う。

(検査の立会)

第8 所属長は、検査員の検査に際しては当該業務を担当する調査職員及び関係職員を立会させなければならない。

2 受注者の検査立会については、委託契約書第31条の定めるところによる。

(調査職員の検査準備)

第9 調査職員は、確認及び部分引き渡し検査に際し自ら、又は受注者に指示して次の各号に掲げる書類を準備しなければならない。

- (1) 契約図書
- (2) 委託業務成果品
- (3) 委託業務管理記録
- (4) 指示書、承諾書、打合せ記録簿
- (5) その他必要と認められる資料

(修補の指示等)

策10 検査員は、確認検査を行った結果、修補の必要があると認めるときは、速やかに修補指示書（第1号様式）を作成して、調査職員を通じて受注者に交付するものとする。

2 検査員は、前項の規定により修補を指示したときは、直ちに修補指示報告書（第2号様式）を作成し、所属長に報告しなければならない。

3 所属長は、受注者から修補完了届（第3号様式）を受理したときは、速やかに調査職員に確認させなければならない。

(修補確認検査)

第11 所属長は、調査職員から修補の完了確認の報告を受けたときは、速やかに検査員に検査の執行を命ずるものとする。

2 検査員は、修補の検査が終了したときは、直ちに修補検査報告書（第4号様式）により、所属長に報告しなければならない。

(注意事項)

第12 検査員は、確認検査を行った結果、軽微修補の必要があると認められるとき、又は修補の必要はないが受注者に注意等の指導を行う必要があると認められるときは、第10の規定にかかわらず直ちに調査職員の立会のもとで受注者に指示又は注意するものと

する。

- 2 前項の軽微な修補の完了については、調査職員は完了を確認のうえ当該検査員に文書により報告するものとする。

(検査の中止)

第13 検査員は、検査の実施に当たり、次の各号のいずれかに該当するときは、検査を中止し、直ちに所属長に報告して、その指示を受けなければならない。

- (1) 受注者、又は管理技術者、若しくはその使用人等が検査の執行を妨害し、又は検査員の指示に従わず、検査の実施が困難なとき。
- (2) 成果品が、設計図書に著しく相違し、業務内容に重大な欠陥があるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、検査することが不相当と認められるとき。

- 2 所属長は前項第1号及び第2号に該当する事実があると認めたときは、土木設計業務等委託契約書第42条の規定に基づく契約の解除を含め、適切な措置を検討するものとする。

(検査結果の報告)

第14 検査員は、確認検査を完了した場合は、遅滞なく当該検査の結果について委託業務(完了)確認書(様式1)により、所属長に報告するものとする。

本課契約にあつては、さらに所属長から知事に当該確認書を添付した確認報告書(様式2)により報告するものとする。

- 2 部分引渡し検査を完了した場合は、委託業務(部分引渡し完了)確認書(様式1)により、所属長に報告するものとする。

本課契約にあつては、さらに所属長から知事に当該確認書を添付した確認報告書(様式2)により報告するものとする。

- 3 第5の5により検査依頼された所属長は、検査結果を依頼所属長に報告する。(第7号様式)

附則

〔施工期日〕

この要領は平成12年11月1日から施行する。

この要領は平成21年 9月1日から施行する。

この要領は平成31年 3月1日から施行する。

この要領は令和 2年 4月1日から施行する。